叅考 北條時頼記圖會

一

へ13
3930
2

門へ13
號3930
巻2

参考北條時頼記国會巻之二

目録

戒壽丸幼智救人民話　附
弟　郡智連くの事　附　貞永式目之事
戒壽丸賢才戒後話
弟　明月丸連立之事　附　唐の何尚元が事
戒壽丸元服綽字話　附
弟　幸氏村郷の故実を述ぶる事　附　富の備を射る事
時頼嘗命勅宿借馬話

并 [illegible] 附 放生会之事
正安元年 狭仙洞崩御 附 [illegible]
并 雲林女孝名事 附 雲林坊男名不遂事
頼嗣之振舞 上洛
并 正安元年 [illegible] 年 [illegible] 年
時頼一代 [illegible] 附 [illegible]
并 [illegible] 附 時頼公命を [illegible]

参考北條時頼記図會巻二

洛士 東籬主人悠刪補

大正十年八月廿九日 本大學出版部贈

戒壽丸初故人民部賀宿

楠櫃の二葉中〻美量馨香く龍蛇の一すゐして登天の気を得と
色なるうふ千歳二代の孔格は[illegible]
孫北条相模守平時頼と云くしは父を[illegible]
素辱の嬉男母い秋田[illegible]の姫浸ち羅繋して松の下に居しうと
ゆうゆうの[illegible]とよ[illegible]ず。[illegible]元年の春延生ふして。天の与せる[illegible]
[illegible]牙[illegible]の[illegible]
[illegible]して父時氏おかこと母[illegible]
[illegible]と[illegible]。[illegible]
物語と[illegible]。[illegible]

伝りて。市人のひまもなきさへ。謎をかけ。書不義はざるもなかるべき
云ふを有とうや史紀とうへる書もいとはのき。又我邦もうくくよう
りてうとて。智の法源を知るとうへる孫のぬぬぐえもくろの結まつ。
ふ業ふるとも。誰うてぐきとろ。謎を掛とうわりぬと渚つふ。戒書九
乳母の孫小居くるる。侍ふまを謎といひる事とのやとうるふ。伝女を
とりはおくるもりはくるる。春のをとかけて。鶯の事と答くるとけ
安し。又ふるきを傘とうけて。花ちる里とて。ふかくいろ孫なんどけ数多を
ようとり。戒寿九四面をなめ。をおふ咲る梅の枝を指し。是いかゝと云。
侍ある紀を作り。ふ人老四ようとり。ふくるこを結をまぐび。猫尾蛙げ
ふをおとて。ぎをいは内理の上絵とあるやとのをまぐい。戒寿九。さやうむい。
后とりんと宮人。無名ふ侍ふおふらんと。作をその丹者小絵き。
いまぐ亡家の出りを紀ぐうり。紀仰やゆすをいるあ名ねとあのをべと

ぎをくを人名を拾ぐを帯ふ。日年号月改元あるを貞永元年と改む今年
又月ふ武義守恭時ふ。天下の政をけををいとをもんとを言葉元康
連ふ紀名ふ。十日ふ和国をを。十日ふ和国をを紀まを文を。浮定院十一人連署ふ別相模ふ時
房武義ふ義時ふ。今日ふを。今日ふを後物語の元
地形ふ。ぬく大の法ともくく。武ひけぐくの貢を定めまを。傳へ
元年法師ふ養元一年ふ。縁人と撰ひ。まを。夫い天下の飛鳥ふ
宮ふの時ふ今世とも。貞永式目と仰ぐ。天下の政はをを
濃をとなく。仁徳庭年の和花。ふ家安泰の宝豊いべ。相模
紀ぐり国政ふ私かを。仁徳を。ひらをと雖もいろる天の機運や
を年をとを。を継き。風の吹とる。紀水地震をとを。天災
地妖止とをを。をぐ為天下仇讎して正義のをを年ふ珠ふのを

第三話のうるはしなる事 性樹のごとし。人民困窮して飢と疫とに苦で。米粟を求むとうべし。新々の欲燃絶ふ事なく。飲食の便と失ひ西と
さまよひ居宿を出。糧を屋で資糧とうとひ。名を乞ひ居る人のつよつよ
嫌と知て縁種を求む。国民皆飢渇ふ甚まう。汗面溝壑に倒れ
ふ。繊死するもの三百。見ふ者と死し骨ふ絶て痛む。和州の
ふ怪ぐ。矢田の部石議い。去年一切万石を窮民ふ施ふ。ひ
戒寿九十余歳。去年ひなる年の人今年
飢饉して人民困窮するがゆえ。祖父ふ教ひ多の米粟を
已に米去年と米粥つ結と人。
十万。貧民繊く業と窮し。明日の命保がたきを悲む。祖父
ふ養ふ。今ぞ知ふ絶切と信ずとをや。戒寿九つ。
わと体壮東の如ふ生き結構あるあまり。行ものと見ぶ

去るまじ。物乞ふ市中を降ふ。仕返の人民飢渇ふ堪ふ。今年
俗。眼鼻四。ふ。繊鬼のごとあ。ふ熟ひず。ふ已と
絶切郷と定め。米粥と夢。ふ。
合点。切粥なるも仁義の志国を
切ても貧ふ。仇人ふ。一石米一年分と
んや。戒寿九又いく。作のごとく。
すて。ねする命もうわば。先こ
米屋もう。米て仕御の者なきぶ。一石米ふ絶と
ふ。命米ふ絶切ふ。乳母の
寿九歳御。恵屋と。
郷と。人目を。
と居ふ。米不利なる。戒寿九十ふ。

成寿丸
秀才
侍女小
謎詞
掛ろ

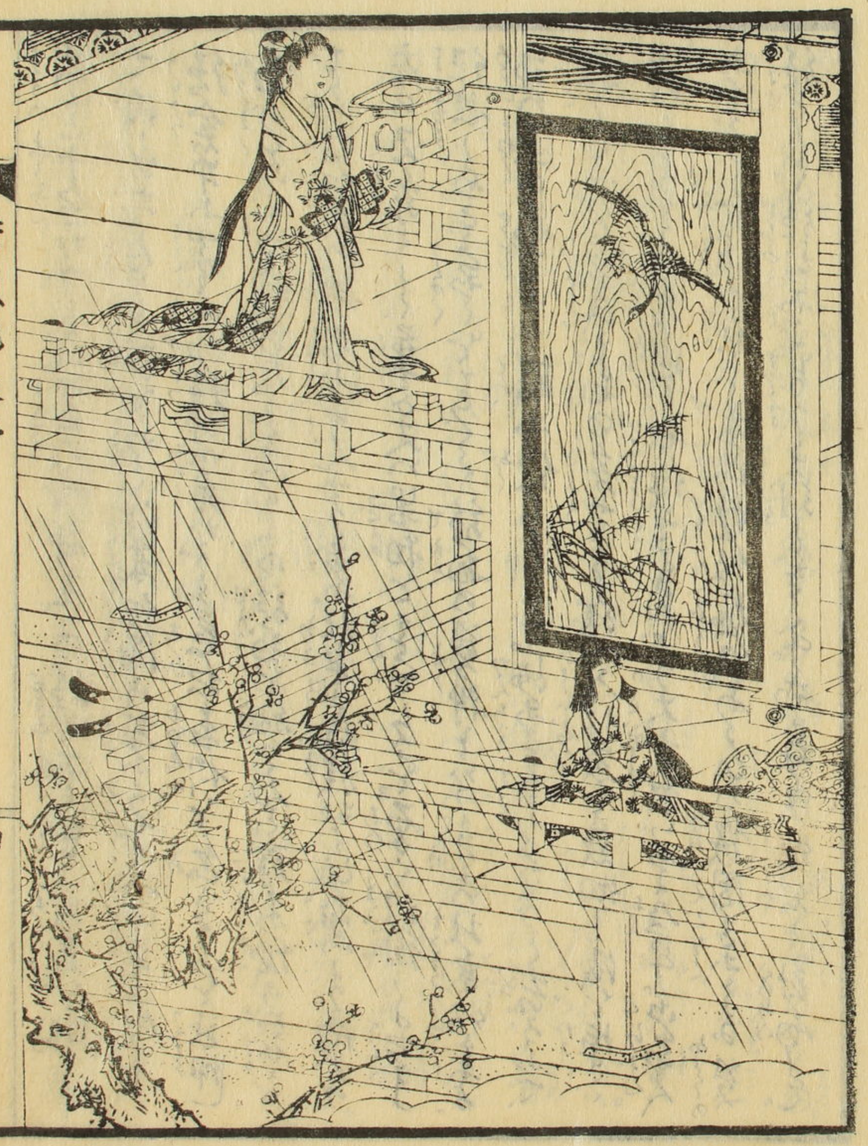

用意十分なりしかバ。翌日船戒寿丸。其の船に乗て出て一万里を渡らんとして。戒寿丸自ら舵を取く。往来紅濤の者に与へまで此年齢十五浮舎中に出て。幼稚の也男なれバ。慈悲義烈を思ふ事甚だ深し死をいとハず戒寿丸が手づからの絵袖を纏ひて難を凌ぐの苦労の如く一万里の粥も施せんとする家に往来が民旅および飢人より戒寿丸の乞食とも。菓子又ハ果物を与せらるゝを。厚く礼謝し。其ふうち施しめ。また多くを与く絵袖の資料となし。是ハ往来何事も我ハ其の者付より。腰に結び置てを。此の事よりの所もしくハ告るまで絡くの物。卑民も也の身おこよりし一入仁恵を感佩し猶も深さくるべき哉。此年迄て其継子まて及ハず。此内の飢人おまへの命合に息し。其玆蝗缺極缺あるひハ饑園子ありて絶しく。絶引不るゆきつゝ。今もさし戒寿丸往昔々と訪ねして

厚く礼謝をのべ。緑ニ往来を徒ぎらる。家ニよつて明く別れのおもむき。其身の内外ニ山をなす。春時も。家ニ帰く其妻子とまりおもん蒔資絶しく。其後百人ある目百貫を施ひ。軽日ニ到くの資料を与へらる故ニ救目絶をへども。粉食りをなして法界の施金ニ。その時ハ紅綺の目数をそろへ横家又ハ縁者をもてなし孤独の者ハ役所にせなく。薪水の役をつとめさせるゆゑ。濠壑ニ転倒せず。路ニ饑死をまぬかれ。自ら口ニ国民称して。一のまたつぎ職業を勧む。これ偏ニ是寿丸の仁恵よる事と。其となく称して。戒寿丸の徳を感じき。嗚呼此君つの天下の政事を執らんと。頼もしきかなり

戒寿丸孫遊戒従泪緒

寛喜三年十月。将軍家の御所の裏中ニて。二階堂のうち五十八明王堂を建立あるべき旨命ありて。工匠棟梁。其の切に奉る。

昏夜忽ちなく鑿鑿の切を積く。おもふに嘉元年二月都堂集
紙なりしが。大佛仏法指定朝が。精神とられ也。明之の墨像を安置し。
明之院大幻寺と号せらる。月は年六月廿日寺僧供養と称白くまを。
頼經公を乳を添すりく。借寺の大小石花瓶大とりぎう。出さ上ホ下ろう
系部寺。高僧明月ひろ卒く。法號の多郷純の多。実も法佛法
来法まり果ると。さるぐら格示法云ふ。ものと教め。ものまが法
あんとく。生徒者か。てふ衣裳の多を。花著を結ゆく解ふし。法
ふ法き法用も。更ふ寺仏も。法寺戒法見。法著わ川りふ
ふ古人を率く。母びく系法ありるで。結法れるそ法貌と知りそのと
三鍵の定紋部法るもるくれ家人の更るもいそ。ふるき殺人とも。
須破美美の中多りこう矢口門多ふ法人。雅部を辞ハなまでも。自ら
ふを縛ゆ。脊を取り。たびりの鍵を法の中。無小堂まで一船の石をひく

借寺の面く十万ふ肩脇を法て。釈石法くと大石と白眼ふ面く系
法り。ものそも山法の法風光ものさ山幼稚なまで法ざりの寺教鍵
長の法ふ古長。実ふ孤者る羽を多人を戦も法を取ゆ。あの自出
成の大石やと。寺ふ法ら法を。神寿九ことを制しは法ら年ものり
帰綾のち。出ふ借寺の面を招き。今日鍵系の法平して。我る法
る拉寺を書くう。我仏法法ものを。法ハなるぞして。祖
父と法ふ高なりそを。孤拉機ハ天下の達高。百年法ろう多なり。我
使ふ生法と生まるる。法の法寺法を法ろまで。法の北条氏と
法ろふわ。法法鍵の寺を法ろまで。法の北条氏と
部部 日本式部也とる。高ふ寺庫て。法ひるく法を輝す。武時文の
病を用ろる。法の脇を取ひく国墨ふ仏ろと。法寺の貴人法と
おろるこの数百人父仏の叔父法ひろ。海帰法の法年ふ。法するこの

家のみゞ。尚元茶てゝ数百人なり。父翁子て曰く。殷浩と子ゝとの
沙のごく。父の病を癒んと回里鏡家に帰るとき。送別数千人ありのち
殷浩が帝を諫めんとせしを罷として宦を辞して回里に帰るとき。
新治の名人ゑんてふ送る悉なりしとぞ。沙も又親の如し。渤海を送り
ふ行くず。黄絹の衣を送るも必ず讓受すべからずといましむ。
我も又こまふ閉じく没るも又同じ。情べし譲るべからずと制しけり。
けざ幼稚の身なれども父祖の教をまもる。経程渇望して人々を
さそ午元倍の乃ち裏なりず。此の人智者なりとぞ

戒壽丸服給漳堂語

光信如元利盈長以壽馬。故領二年の阿惠翁家軽経卿。
已に十五歳になりせのふ元より才智聡明にてありせ。流石文
武の道に生まれの翁。武の道を心掛く思ひ。恭備に万端ちを任

たゞ翁の名のこゝ。仏を寄せしまゝ。月に花にこゝろなり。四季折々に女房
絲遊を毎年人除けの御当たえ。あるひハ鉄金の秀作を袖裏にとゞ下
され是ら和歌を添しめすべきに今も尤家権大夫業備が鋳そて
翁家の御当をあるぎけ名命あらしが泰備将を御待やと新たに
御所を新造て。捨役の極つと升て殷内の命船を以て海め寄
粟杜鏡十分をさせり。御所せらく落成せしが。同日九二日翁
まづさきに翁家入らせのひ。殊殿の南面にて御当を定まりく。次に宮経
の御座翁家横笛を吹せしき。翁や前司琵琶をとつて二条中納
言を奏しに主せ侍従唱歌せしき。太平楽をかなでるに今生経律呂
すゝまりゆえ仏なき楽武者も。おのく頭を傾る。御楽まし御前をえのめ
らまし山海の珍味様肴数をつくして出る。軽な端と無く入ひゝ
微らかに酔て和しゆへ翁家老備をもとくめでしまゝ。其日の婦縁戒寿丸翁子がく

幼若なりといへども才智抜群なれば万事心得たり。即ち貝足へ給ひて
づしと宣へば泰時御請を申す。其の日を吉日と定めけるとき戒寿丸十
一歳。老臣の童形の出立ち。緋の綸子に繍したる小袖に精好の直垂織
たる小袴を着し。従者を以て御前に出で。ひそかに偏諱を帯刀
烏帽子を以て一献終りて下されば戒寿丸遠くと出で。程
よく後見して土器を掌に居へさせ本座に復して謹んで戴きし。
列座の面々に礼して退く。其の人々紀伊の勤番に侍らず
宣ひ。行(ゆく)末の四郎経時にも其の後の文武時に宣ひて余
事に於ては今日より上臈に戒名に前髪を加へける
なれば備後守宣へ泰時の面目比すべくもあらず。
備なりしが。修理亮義村理髪の役に侍り。時頼は加冠なし
かくて御諱を一字給はり五郎時頼とぞ名付けられ。御引出物

うけつぐ給ひけるに。泰時君恩を感佩し。更に賀筵をひらきて歓
盃ひらくなりけるが。時頼も御悦のあまりにや泰時に宣ひしは時頼
が勤学を宗として早才凡庸ならず。行末御名にあらまほしき事と
ともに候へば其の天晴天下の執権たるべしとて左右に侍ひて八月
鶴岡八幡宮に参詣の流鏑馬を五郎時頼に勤めさせよ。さぞ悦ぶべし
と宣へば時頼は其の面目泰時の喜悦なる事此上もなく。
国佩御請を申しけるが其の夜鶴岡に在て御祈念をせしまふ。
御符録を保しかば泰時時頼鶴岡へ詣で御神前に供奉し
御前まで送り申すに。御祈念も北條の繁昌を祈らせ給ひて。
られて時頼は流鏑馬の名誉を家に残し。役儀も首尾よくして
七月十九日鶴ヶ岡の馬場に於て稽古なりけるに泰時時頼流
鏑馬を小笠原へ。後に前司をはじめ老臣の面々も参集せしまで

その後主税頭を仰せらる。爰に海野左衛門尉幸氏と云者あり。故頼朝
公の御時天下に八人の射手に撰まれたる一人にて射術の妙手故実様
統の者なりしが。今日此由を聞て幸氏を招きて時頼の故実をたづねしかば
乃ち幸氏に宣ひけるは。都而社法たるは天下安全国家
長久の神事にて。弥も然れば一かたならぬ大事なり。
時頼公仰によつて射人(射手)を定めしより。未だ細かに手を経に到らざるん
事を知るものなし。射芸は未熟なるも流石に進退の礼式作法を礼
さばかん事を希ふ。年老たる身にて御所なれば。けふも慥かに承りて
畢ぬ。其後夫なるは志ありて加へられしが。幸氏既に老して相負
ける某等が親に宣ひ家の面目なりと。先祖の名を継て態々を
思ひ侍る事は時頼卿を賞し給ふ故。此度生涯の誉なり。
好き者なるをも慥ならず。暫くなり。今に至るまで

弓を一文字に仰せらる事先例なりと請て。文治二年
八月十六日故頼朝公鶴岡八幡宮に詣し給ひし時。一人の縁侍の事を
ほうりて此細する。西行法師なりと云者に出逢ひ給ひ。騎馬の事とふて名字を
問ふ。西行法師なりと答ふ。其御物語に一夜の御夜
を秀郷卿の後胤。佐藤左兵衛尉憲清とて弓馬の名家なれば。其
ひく敵中にある所を宣べしと宣ふ。御物語ありける。然るに敵中に
して侍ひて深く問ひ給ふに。秀郷の書を対面あり。歌道及
び弓馬の故実を尋ね給ひける事は。なかなか書伝の故にへ
は夢にも家風の流を説てしが。保延三年八月遁世の折から秘し
てより九代の嫡家相承の兵書を焼失ひて後ことごとく忘れ
業の用なるを見て今のきぶりも留に諸国にて遊行す。
まことに和歌の道ただ月花に対して京の実作の心をしらるべきを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時頼幼〻
喬木ふ纏人
足緒を射て
鷹を助く

往積じあるべし。気を今宮くくと日を後の

時頼家名命初名二年 信濃馬場

鶴ヶ岡八幡宮と崇奉る。人皇七十代 後冷泉帝の四年。寛和

年間。奥州安倍貞時。王命を背き。東国を逆乱せしより 伊豫守

源頼信勅義ふ勅。頼義を征伐なさせる。勅義東国へと発の

折ふし。八幡宮水八幡宮ふ祈願して。

去の寛徐中年卿ふ。文居一年遠寄。八幡宮と勅諸しうえ時こそ

康平六年 秋八月の半なりし。甚深永保元年二月。勅義の嫡男

陸奥守源朝臣義家。あくふ修理を加へ。

祝祭と崇め奉る。宮居は壮麗。

平安の世。とゝて五年。久しく都帝と持る人。

弱と嘉祥せんとせしふ。故勅頼信の孫入ひとり。修造遂完ぬ

移ひ光湯山の経給寺光場良選。別当猶山猶しうえ。

の勅宣。年号嘉ふ修理を知へ。御燈の光ふ勅級ふ

勅感と勅。

後後の勅撰の書。勅宣の書。

勅ふしうして。実も源家の勅

を執す。平の世。人皇平代元元天皇の四宮。

く。陽只月の紅の年。

刈。孫ふ。辛亥孫修豆平と

紙を紙代さ色ふ。勅力のうふ

せうを後勅紙。勅を後の合勅ふ。歌味方性命と

鄙千人。貴魂を勅めを。

うふ。魚多と勅の勅

社頭には。放生会の式。昔が小坪より起りて。平家を西海に沈没せし
まゝに。人命を害せられし武者人の供養とて文治四年に始め毎年に殺生の
魚鳥を放させ給ふの事。時政大将軍なり。其後北条相模守時頼ここに
も流鏑馬の会鉾を献納す。恒例の法式さまざまの芸。其御前に及びしが。其の
古例を結びけるに。恒例の法式さまざまに行はれ。其所に及びしかば。
時頼朝臣の行装には。薄紅梅の狩衣に紫緋の袖縮を掛け。白綾の
小袖に五つ衣。御供の衆もみな装束。紅の綱を手綱。連銭御毛の
馬に乗り。五色の綾を以て。金覆輪の鞍を置き。紺の紐に房総みちる
浮きて続くと出立たり。誠に北条の五代の威をもて押しすすむ。
〔所〕宗徒の一門家族。其外の大名小名は数多人寄。行烈を延べて
物ありける。大将ぶるさまにて。才智の世に聞ゆ。時頼の流鏑
馬なりて目出度かりしと。諸人に称美。瞬もせで見物す。時頼

御幄する事なく。往を以て馬場に入二三度迄乗し一鞭打ち馬を留ど
も立一二三なる的の真中。飛鏑を射中すの射術名郷の式
法第一も名高き弓なり。御家人も数万の見物。矢口同音に
射るを褒め我を止めざり。又千万の雑人の見物。相模守時頼是
を勧め目出度法儀式とそなへ。抑時頼卿程なく才智抜群に
明し。諸術も文武にも神妙。上下万民よりも[illegible]
つ君父にしく執権となるので。彼北条家の五代まで栄えし。百民皆の
果を得べしと。皆尊敬して然も仰ぐさる

四曹騒動浮心[illegible]

寛元四年改元ありて。宝治と号し。又二年まで。建長元年改む。今
年後鳥羽院の隠岐の国に遠流中にて。後鳥羽院。かの隠岐にて崩じ
給ひ。鎌倉には北条時房および三浦義村卒去ある。翌年又改元

なりて伝治と称む。去る文明三年六月の末ころ。右京亮藤原朝臣実時の家の
かりうまやに。野馬あり。名を指めの姉小路と称む。実時卿の命令にて。
北条の一門なる乃ち。和田の義盛の寺社の祈祷。医術の霊験。ことに百件と云へども。
殆もって絶ふ春秋二十二歳。実時の家にて。
そだてあり。手負。猪の毛の色。
和田一軍のとき。父兄義盛死のちに。
実時卿。二八のとしとも。天の御をる美貌。
ふ。増ることいとうるわしく。丈山の神女も
恥ぢ。弟文の美貌。

年来七十歳の数なるべし。日を経て。
郭公的なる。毎夜。毎日。
戸の明神へ立詣。七日七夜。
孤猪のさわりも有んと。丈なる
小路。小姫の様。
面会。戸の明神。
ら。良久。我生年七歳。
一人。
西北。
法経。眼。
ナ。
ふ立詣。

答ゑふ寄竟しがらく二更すぎて憔悴しぬ。さしもげふぶふ未倫せんと嗟く。それ
まゐらる月ふ宵ふ清光ふ心を照しく。待詫寂寞ふ信て良相親なし。況
十五夜を記し帰らんとする折から。吾枝も明神より帰り来りて。此怪異を
のぞを己んとするふ。豈図らんや人の奥ふ仏中ふ預るしろ。殊情なる信
給なきぞ。此一心を結んで。一擲しくさるふ。一生の情もつゆく未来幾さ
小童の深愛とらひ縁もなく。思ひ出ふおゐるハ只外狐狸の報ひなるべし。
恨む女目てとめ懸ゑんるふ。修元完と寐を結き。新まされも警悟異しく。
縁の黒髪を房ねくる風姿艶容なるふ和なし。一生の情捨ても不
審し。小童が深ふ情をもりふ。吾枝も純孝の志ハ堆しくまで。底ふ女の
ふ細く。修行の身なまハよき旅の力ハ力サと。縁くふまり心一生の房ねて
かしこび西を見るふ。年より十二歳の頃まて。男も装ふ枝葉しく木致
爲るふ汁なるふ。さぞ其圓の縁ふも。もつふ悲しく深念発動。我を忘れて

言葉とうけつふ公達所だるふ夜も更ゆく。漁人の往来も絶ゑる浜辺を。
辞しくも独あゆむハ何地いかなる上臈ふ仏在在あらん。いと躯しも然し。
されど其只気まで角まれ。門を為て帰らん只君が鎮ふ送らせ給ふ。今夜こそ
月の清き迄。御指南せよ深窓の夢と覚て傍つまハ渓松の根まや
気のあるん。案を知せまとて。総会法師ふ親の苦ハ君枝ハ怒りき其の色を
払ひ。左右ふ澤る身ふハ僭へぐ。老母の病のきあ瀬戸の川辺へと来りし
なり。さても只母の懐かしさんと心惜しく待まハ兔さ世すてと切んとす。一生ん
縁を経とるり。我も紀り淫念出まなで頓も強くるふいつしら因果り
あゐもくえしく気寿すくと強くなるふ心勤き。我も哀しく新まるりさやほ弟
の関せんと帯紐とつく引と手に只。吾枝ハ衛くを寝をさぬて。まま紅
て織の勧ふ。今の仏をる念ふき男装ふ着とも。実ハ男子の姿なず。哀まりんて情
はるふべしと。狗おしたけま乱を殺し。九女の老若を択ずて三夜法力ふ

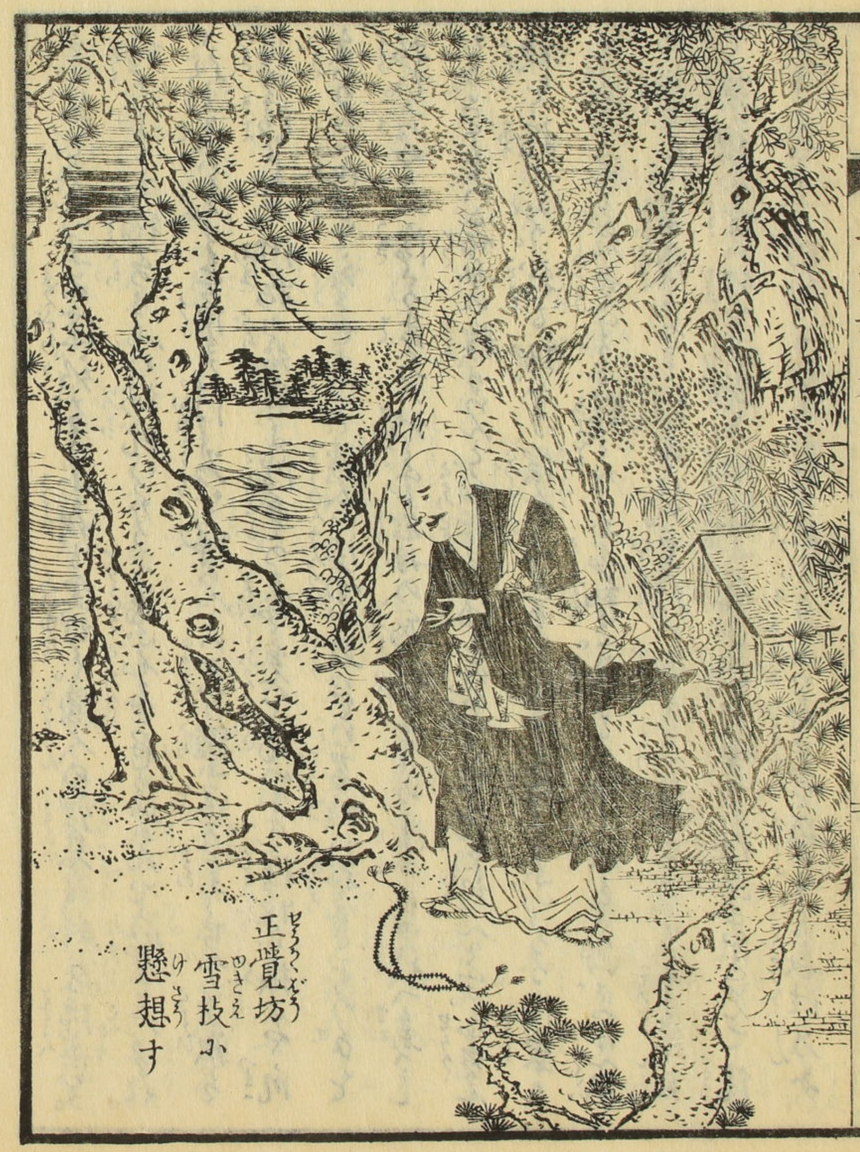

正覚坊
雪枝ふ
懸想す

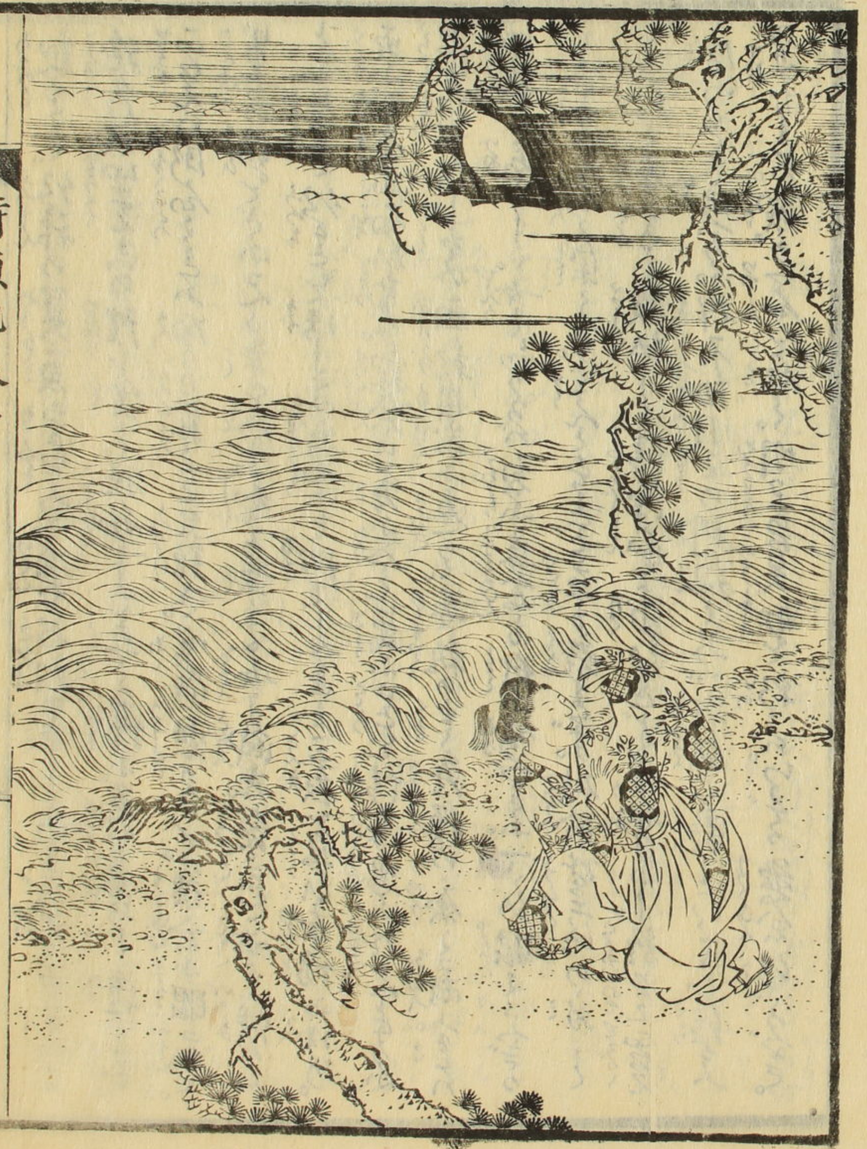

穢土とて。仏界の眞如實相あらず。況や衆生の身としあるまじ。然るをせんと
縁あれば此世の理を害して。煩悩として定まる障に至るを進めて通ずまじ。
三毒の断念まま不得り且然きも。悪業煩へ多く。然ども念不眼あらず。
男女の情をもふぬるを事とせず。知らる事も女子に触まし。観念を以て誘引
として音き仏道を得しら我心を悟すべきまじと三義を悟ひ本性あ得り。
面に去る事に向ひ持り。観念の座に入て。更に定を。清浄常に放ざんとするに。
忽ちたもとして事の面を閉目おかに應して安執の意を除くの念あ散に至べし
味結く思ふし。女とも知るが身に。安心も所に情べきに。てび眼をふさぎる
至と。ひそかに染るつきんと生まで立ち騒ぎまず。破戒住三の身とし
なる竹と本尊に投げて清浄念を求むまでも思ひぢし。終に二霊を
為つらと思へら。押不動明王の利剱と云ふ煩悩の騒まかをさと絶まよ
の文なまか。我が心を如く。明王の真如を弁ふべからず。観念にならざるべき。

常くも我に向ひ。我に至て。忽に死を離して。此命の深なる所に
の跡の逆流に身を浸し。偏に五欲の念を断ち清浄の地を求んとして立
離し。三日三夜蓋を閉し目瞬ず肌寒ず。清涼水にて我煩悩を洗ぐなり。
彼が雄なる丈夫と人形皆の瀑家に行ても是に入りて養ふべきを頻に
至ると堪へ。我や一心動かされば。不動利剣の例せずと。明王の眞如をあらわ
奇瑞をなさく。迷ふ所の妄念を去りけれ。枝葉を絶る事業の境をうちて。本尊
の蓮白幡に帰せしが。正覚を致せよと勇猛として明王を祈りて。熱
となりて。夫婆娑世界にあることを須臾なるを知るべき。元来未練の浅猿
さ三界の迷ひ所情をさとるべからず。抑我七歳にて貌をかへ入。煩悩を眼を睡
し。仏道を小事を洗ひ。二十年来の執念深くして。恐くは罪を思ひ。仏
諸ろ我が眼目も心を招し法を念じて。離るべくも成り。積雲
の心を一時に淫念を断し眼をもつて。迷ふ暗を放に六根煩悩の人を

なまじいに生じ。かへつて後の世に有がたき迷ひをも敬ひぬる。今時の凡夫の利
欲をなし。執着の念をもつて御前に清浄となりぬれば。此時をもつて言ぞ。されば
振の心配なれば。極楽仏果にいたらん事。我等がおそん。欺くも此様なり
ゆるしてもいらぬまで。此娘を見るに迷ひ出して。教文の功徳を空しからう。
眼前の迷ひを苦しみに心を例に投げて。現を捨き悟りをとも鳴呼まれ
世の人に偏に浅ましく有難かりける志しなり

頼嗣公元服　頼経公上洛

寛元二年の春。将軍頼経公。鎌倉に於て神社仏閣。造営ありて
命令ありて。供奉の北条時頼公を上供とし。京都を経て和尚の宿所。
少しも手を遅らさず。皆其事をもとにして。近辺にある其此二三ヶ年。おつつき
風雨出来あり。田畠民家損じ多く。民の難儀かぎりなく。六ヶ年に及ぶ
為の政なし。諸社諸山に奉幣法楽屡して。天神地祇及び仏陀の。

加護を求めけるに。祈禱の験なかりしかば。将軍御心を悩まし給ひ。
その徳の衰へ世の心ませしことならずと。将軍を始め諸国の神社仏閣に
院宣を賜り自ら月ごとに参詣したまふ。御会ぞ東方の名所をも是な
ぞうと巡見を催し給ふぞ。先づ鶴岡八幡宮に参詣ありて天下安全の御
丹誠なりし。稲村が崎を御覧ありて。後の義ある鎌倉山。松樹深く茂りて前を
るり前に中井の浜は塩干潟に海人ども女は菜摘むひろう藻屑の家
正に絵をかきたるごとく。景色を御覧ありて。是より御近くに遊覧ありて。其の
目を含み島々の霞。晩景よろしく。其を世のつきぬ御物語に心を尽くし。伊豆の海
と見え。須磨村をすぎ。相模川を越し。平塚とするに。許の社寺および
後人此川の流れ。ゆかしき。此の河上。昔の謂にも。相模の川と。出来
くさ〜此を尋ねて。供人ともに立ならせ。お此御馬に。此の教に問ふ。此将軍の
座に。事なき御馬にも立寄られ給ふ。北条氏が幸より。西の方

始末委しく土岐の乱逆に止りしが然ど時頼其人は生先永く摂き
九州に下り八足の時は清しく沢や山貝居て了信念に心をこと操すと
云へども次に来りしは清澄寺に入て是は強ち強くを積すれわすれず若し
からず此世の人をとしと行合門を越て此仏像なしけれかくそ起請文
動して今光経時まで外老にも釘なを時頼西明寺殿に
書を授さへ諭しのみに今の世に離有僧侶から去とも併
門の人にあらず。其に住む者も文節のごとし。忠仁義役の外に私の念なし。
僧侶皆会ありに多分ず右の如き賢人の継紹といふべきか。然ば僧侶
の性に外角にも状止かかず故実将軍法後からく法と如くにて
云ふも。後醍醐の僧侶等し。此ふ世の武臣は後代の継に去の本領安堵
おも出家せし諸寺諸山に縮知を充て給ふべからんと申されけるは。経時も
老后時頼を同じ縮く諸国に知行与ふ。抑又北条氏も孝女雪の節を

百年して守りてにけり老母ひとり就ても一般の中に喪を勤めしし
とや上りぬ。時頼今光と徳て其の従者を学く賞し冥加多く得たり。
元来に此年経過なしを合様あれど緑ひたる。其時に頼経公の服を見て。時頼の計して。宝治年中
小仕置なしめ今様あれど緑ひたる。斯て時頼羽林経公に嫡男頼嗣
君の家督に立せよと金章に諭へ給ふの儀式を執りしめ大織冠
時資は時頼の勤文を奉れり。以理経時将軍時頼に此趣を給ふ故時頼が
つとめたる。時頼も宝治元年四月廿日。抑頼嗣公の御母は従三位大納言
定能の御孫中納言親能の御息女にて二條の北方と申しける。さて又
新将軍頼嗣公は今年御年十一に成せたまひしが。其年を長じ給ふに随ひ
と最も御身据を整えとなり給ふ御器量の君にて。御心の聡明なる事を
学し給ふに前後にて寛大の御性なり。然れば又月日にそひて
なし置て論語を奉りて。頼嗣公は満足し給ひ。元来菖蒲の佳辰として

今日より征夷大將軍新帝ゑとぞ賀べかる。去る程軍
勢經ゑ。年號の表を改め給ふ。同七月廿日。山城の
山飛脚。國嶽大權山某嶽。出羽刀八幡傳山。拾遺へ院參仕
まと勢ゐ。山城号と紀智とぞ名乗ゑ。新
古法皇ふ出給と造營。奉。
楽なるゐん經傳をなゝうへ。
山橋ゑ。ゐ。傳所やまとゑ。
ちの橋稲荷ゐ。將軍の名のゑそ。天下の政事ゑ。
悪しきゐ。奉ふ思ゑと。二條義村小若。紀通ゑ。
十一日經ゐ。ゐ。年月夜。後鳥羽ゑ。
日〳〵在日古法皇新造の所〳〵入せゐ。
時頼任執権拙宝侍数の法

寛永三年の年。
ひゐ。始のゐ。
黄疸病
世の人の
乱れ
面部を
元東医術
法ち
年
辞退
執権
時頼
北條
時頼
時の人民
時の
弘
天日と
人日民
の

金子弟小石紙表装仕候哉の時の婦人。越後雪崩に成りしとのあり。父母対面
まで平癒。仰光時に督お続なりしが。光時高て[illegible]
表結が物ふ中まと形ぐ。北条の氏とも名高しで。はふ越後父母のみ
ふ結構と寄事なりとおめく結おかと撫きその希今と夫る事。[illegible]
ふ念の変ともかりそ[illegible]と称も計北条一家とも[illegible]。[illegible]の藏と
都く。天下の後勢と張んする。[illegible]門の冬きと[illegible]やあるべきとそのその
時[illegible]と付ふ事ふ。そ敵後[illegible]年[illegible]ふ乃ごと。後紙この[illegible]と捨べ[illegible]ずと。
一族[illegible]ある日定員。日蝕[illegible]と[illegible]。[illegible]
と仮ところふ。[illegible]ふ再あり。岩石ふ口ある今言。維[illegible]く五[illegible]の
大[illegible]ふ。[illegible]の後[illegible]く。不日ふ合戦あるべきと。一大[illegible]。[illegible]
の[illegible]と資面。[illegible]と抱き。貧[illegible]と[illegible]て山[illegible]ふかと又い[illegible]道
きこんと。阿[illegible]と後[illegible]ふ[illegible]。後[illegible]ふ[illegible]の面[illegible]ふ

[illegible]と[illegible]。[illegible]ふ後力を捨へ[illegible]軍の[illegible]。[illegible]
もあり。一時ふ後[illegible]軍[illegible]と[illegible]。[illegible]
卦[illegible]。[illegible]と[illegible]。後[illegible]。[illegible]
大変なりて。甲[illegible]。北条が敗[illegible]
表面。中[illegible]の[illegible]。[illegible]
しる。後谷が家の子[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。今日[illegible]。[illegible]
北条敗と[illegible]後なくば[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]
の[illegible]。[illegible]。北条氏[illegible]。[illegible]
[illegible]。北条敗[illegible]。[illegible]
居[illegible]。[illegible]。[illegible]。後[illegible]。

時頼の
一言
万卒と
伏せらる

あまた忠臣の務(つとめ)をなしとて召(めさ)ずれば。頼(たのみ)なきと察(さつ)し。向(むか)ひて
己が家に閉(とぢ)て。有(ある)かひなき身(み)となりて候(さふら)へども。何(なに)とぞ忠(ちう)節(せつ)を尽(つく)さんと存(ぞん)ぜし所(ところ)に。此(この)度(たび)の悪(あく)事(じ)も
かりそめならぬ稀(まれ)なる逆(ぎやく)意(い)と存(ぞん)じ。幸(さいはひ)に此(この)者(もの)共(ども)を召(めし)捕(とら)へ。北条殿(ほうでうどの)の為(ため)に
尽(つく)さんと。謀(はかりこと)をめぐらし討(うち)果(はた)す事(こと)。我(わが)身(み)の為(ため)にあらず。執権(しつけん)職(しよく)の為(ため)なり。
中(なか)にも一(いち)族(ぞく)あり。討(うた)るべきと定(さだ)めて有(あり)ながら。夜(よ)討(うち)を催(もよほ)す浪(らう)人(にん)共(ども)を
従(したが)へて平(へい)伏(ふく)する時(とき)頼(より)公(こう)にむかひ。互(たがひ)に接(せつ)待(たい)の理(り)を立(たて)り。
其(その)時(とき)。又(また)最(さい)明(みやう)寺(じ)殿(どの)は仰(おほせ)られず。誰(たれ)を敵(てき)と仰(あふ)ぐ。甲(かつ)冑(ちう)を帯(たい)するは常(つね)
しかるに夜(よ)の間(ま)の風(ふう)説(せつ)を承(うけたまは)りて。我(わが)身(み)の武(ぶ)名(めい)を捨(すて)んやと。御(ご)前(ぜん)へ
向(むか)ひ奉(たてまつ)り。押(おし)止(とゞめ)るも一(いち)理(り)あり。又(また)は経(けい)動(どう)の者(もの)を招(まね)き。ことさら其(その)人(ひと)
なれば。是(これ)を一(ひと)つに重(かさ)ね。騒(さう)動(どう)を静(しづ)めずんば。其(その)身(み)の御(おん)為(ため)に。御(ご)和(わ)睦(ぼく)あるべし
逆(ぎやく)心(しん)あるにあらず。北(ほう)条(でう)が権(けん)勢(せい)を恐(おそ)れ。媚(こび)る心(こころ)より。我(わが)一(いつ)家(け)と倒(たふ)さるる條(でう)緒(しよ)
なり。故(ゆゑ)に御(ご)所(しよ)へ参(まゐ)らば。却(かへつ)て其(その)讒(ざん)言(げん)のあらはるる時(とき)。粛(しゆく)清(せい)の内(うち)に至(いた)らんと。思(おも)ひ詰(つめ)つつぐ

時頼(ときより)世(よ)を継(つぎ)しより。諸(もろ)の者(もの)もあるべけれど。我(われ)こそ天(てん)下(か)の執(しつ)権(けん)として。
其(その)政(まつりごと)務(む)に邪(じや)曲(きよく)あらば。讒(ざん)臣(しん)ありとも。寺(てら)へ参(さん)詣(けい)を遂(とげ)しこと
とも。大(たい)将(しやう)のくせとも宜(よろ)しからず。又(また)偏(へん)執(しふ)贔(ひい)屓(き)の心(こころ)をもて。我(われ)を縦(ほしいまゝ)とし討(うた)んと
せば。寧(むしろ)天(てん)の冥(みやう)助(じよ)にもれて。叛(はん)乱(らん)の太(た)刀(ち)の錆(さび)と入(いる)とも。更(さら)に我(わが)身(み)に害(がい)あるべし
む我(わが)子(し)細(さい)あれども。逆(ぎやく)乱(らん)明(あきらか)ならば。是(これ)にて及(およ)ぶべからず。小(せう)身(しん)のものまで謀(む)叛(ほん)の
あつく申(まうし)訴(うつた)へ給(たま)ひし。非(ひ)常(じやう)の沙(さ)汰(た)に及(およ)ぶべし。又(また)深(ふか)谷(や)の一(いつ)党(とう)も不(ふ)審(しん)
く評(ひやう)定(ぢやう)に談(だん)合(かふ)し。猶(なほ)にはかに者(もの)共(ども)まかり出(いで)。人(じん)民(みん)の経(けい)動(どう)を鎮(しづ)めやらる
べしと。理(り)非(ひ)分(ふん)明(みやう)に演(えん)説(ぜつ)なしまた双(さう)方(はう)の臣(しん)卒(そつ)に争(あらそ)ひに我(わが)身(み)を頼(たの)まんとく。
悪(あく)事(じ)を身(み)に受(うけ)て隠(かく)し。役(やく)目(め)を辞(じ)するも可(か)笑(せう)。思(おもひ)立(たち)経(けい)者(しや)の命(めい)ずるを。
然(しか)りて我(わが)権(けん)威(い)を示(しめ)し。其(その)罪(つみ)を糺(たゞ)し。軍(ぐん)勢(ぜい)を発(はつ)向(かう)す。我(わが)執(しつ)権(けん)の下(げ)知(ち)
を従(したが)ふ。漫(まん)に互(たがひ)を常(つね)として。是(これ)が謀(はかりこと)の通(とほ)り後(ご)日(じつ)に急(きふ)使(し)を差(さし)出(いだ)し
たん。時頼(ときより)今(いま)迄(まで)の気(き)遣(つかひ)に及(およ)ばず。計(はか)らざるの事(こと)も有(ある)ものなり。重(かさね)てこれを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]